

「関東デジタルインフラ整備推進協議会」開催要綱

1 背景・目的

生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進化・普及等により、今後ビジネスや生活のあらゆる面で社会変革が進むことが予測される。

本協議会は、そうした社会変革に対応し、地方と都市の差を縮め、強い地域経済を構築するため、デジタル基盤の整備を促進し、地域社会のデジタル実装を推進することを目的とする。

2 名称

「関東デジタルインフラ整備推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

3 主な活動内容

関東地域におけるデジタル基盤について、整備状況や課題等について整理するとともに、支援施策や先進事例、活用方策等について、情報の提供・共有や意見交換を行う。

4 構成及び運営

- (1) 協議会の構成機関等は、別紙のとおりとする。
- (2) 協議会は、関東総合通信局長（以下「主宰者」という。）が招集し開催する。
- (3) 主宰者は、協議会の構成機関等を追加することができる。
- (4) 主宰者は、協議会の構成機関等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 主宰者は、(3) 及び (4) の関係者を傍聴させることができる。
- (6) 協議会は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開で開催する。
- (7) 事務局は協議会終了後速やかに議事概要を作成し構成機関間で共有する。
なお、作成した議事概要、配布資料等とともに原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合は、議事概要、配布資料等の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (8) その他、協議会の運営に必要な事項は主宰者が定める。

5 スケジュール

協議会は、令和4年6月21日の第1回会合から開催し、年2～3回の開催を予定。

6 事務局

協議会の事務局は、関東総合通信局総務部企画課とし、情報通信部電気通信事業課、同部情報通信連携推進課、同部情報通信振興課、放送部有線放送課及び無線通信部陸上第一課の協力を得て運営する。

附則 令和4年6月27日

附則 令和5年11月15日改正

附則 令和6年3月5日改正

附則 令和6年7月4日改正

附則 令和6年11月29日改正

附則 令和8年2月3日改正

附則 令和8年3月27日改正

(別紙)

「関東デジタルインフラ整備推進協議会」構成機関等一覧

構成機関等
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
山梨県
栃木県 那須町
群馬県 前橋市
群馬県 沼田市
群馬県 上野村
群馬県 中之条町
埼玉県 秩父市
神奈川県 横須賀市
東日本電信電話株式会社
株式会社NTTドコモ
ソフトバンク株式会社
KDDI株式会社
楽天モバイル株式会社
日本ケーブルテレビ連盟北関東支部
日本ケーブルテレビ連盟南関東支部
ソニーグループ株式会社
パナソニックコネクト株式会社
1Finity株式会社
日本電気株式会社
住友商事株式会社
Sharing Design株式会社
株式会社JTOWER
東京大学大学院情報学環
関東経済産業局
関東運輸局
関東農政局
関東総合通信局